

北海道地域日本語教育の推進に関する
基本的な方針（仮称）素案
※事務局案

本文中の統計数値等は、公表時点の最新情報に更新するとともに、「資料編」で整理する。

令和 年 月
北 海 道

【目 次】

第1章 日本語教育推進の基本的な方向	1
1.1 方針策定の趣旨	1
1.2 目指す方向性	2
1.3 基本方針の期間	2
1.4 現状と課題	2
(1) 現 状	2
(2) 課 題	2
1.5 各主体の役割	3
1.6 市町村・国際交流協会・事業者・地域の日本語教育に携わる関係者との連携	4
1.7 目指すレベル	5
第2章 日本語教育の推進の具体的な取組	5
2.1 日本語学習機会の提供・拡充	5
(1) 生活者としての外国人全体に対する取組	5
(2) 児童・生徒等に対する取組	5
2.2 地域における日本語教育に携わる人材の確保・育成	6
(1) 人材の確保・育成	6
(2) 日本語学習希望者や教育人材からの相談・支援体制の構築	6
2.3 地域住民の理解と関心の増進	6
2.4 日本語教育に関する情報提供	7
第3章 日本語教育の推進体制	7
3.1 日本語教育の推進体制	7

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

1. 1 方針策定の趣旨

- ・ 北海道では外国人労働者の受け入れが増加し続けており、技能実習生を中心に在留外国人数は、令和5年6月現在で過去最高の4万9千人を超えています。外国人住民の方々は広大なエリアに分散して居住していますが、一方で約8割の市町村では、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない「日本語教室空白地域」*1となっており、外国人住民の一部の方々においては、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション力が十分ではないために、仕事や生活など様々な場面で支障が生じるほか、地域に溶け込みにくくなっているケースも見受けられます。
- ・ 日本語教育の推進は、外国人住民の方々が、地域の一員として、安心して暮らし、学び、働くための環境整備に資するとともに、地域住民とのコミュニケーション不足や誤解の発生を防いで、相互理解の促進を図る上でも重要です。
- ・ また、災害等発生時の迅速な情報共有やお互いに助け合う体制を築くためにも必要です。
- ・ こうした状況の中で、道は、令和元年(2019年)6月の「日本語教育の推進に関する法律」の施行を受け、令和2年度(2020年度)に道内の7地域*2で「日本語教育人材養成講座」を実施し、地域においての日本語教育の取組をスタートしました。
- ・ また、JICA北海道センターにおいて、コロナ禍の令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)に全道を対象とする「オンライン日本語教室」を実施したほか、道内6カ所の自治体等*3においては、令和5年度(2023年度)末現在で、文化庁の「地域日本語教育スタートアッププログラム」を活用し、日本語教室の開設、持続的な運営に取り組んでいます。
- ・ 「技能実習制度」「特定技能制度」の見直しに伴い、今後、家族帯同者の増加も見込まれるなど、日本語教育は、外国人住民の方々にとってますます重要になるほか、地域住民にとっても、安心、安全で快適に暮らしていくために必要となっています。
- ・ このため道では、市町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を策定し、地域のニーズに応じた日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとし、多文化共生社会の実現を図り、住みやすく活気のある地域づくりにつなげていきます。

*1 「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域

出典：文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 事業の概要

*2 浦河町 留萌市 稚内市 網走市 雄武町 釧路市 別海町

*3 滝川国際交流協会 恵庭市 石狩市 倶知安町 遠別町 根室市

1. 2 目指す方向性

- ・ 日本語教育を受けることを希望するすべての外国人住民の方々に対する教育機会を確保することを目指します。
- ・ 道内の日本語教育の水準の向上を目指します。
- ・ 地域のニーズに応じた日本語教育を推進し、外国人住民と地域住民とのコミュニケーションの向上を図り、多文化共生社会を実現し、活気のある地域づくりにつなげていきます。

1. 3 基本方針の期間

- ・ 基本方針は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの 5 年間とします。
※ 情勢の変化に応じて、随時、見直しを検討します。

1. 4 現状と課題

(1) 現 状

- ・ 北海道における在留外国人数は、令和 5 年（2023 年）6 月時点で過去最多を更新し 49,152 人に達し、令和 4 年（2022 年）12 月時点から 6 ヶ月間で 3,661 人、8%の増加率を記録しています。
- ・ 道内在住外国人数の国籍・地域別の割合は、この 10 年間で、ベトナム人が 1%未満から約 23%と大きく増加したことに加え、在留人数が 1,000 人を超える国籍も 4 か国から 11 か国となり、多国籍化が進んでいます。
- ・ 在留資格別の割合は、農業、水産業、食品製造業等をはじめとした技能実習生が全体の約 4 分の 1 近くの 25%を占めています。

(2) 課 題

- ・ 道内の在留外国人数は増加傾向にあり、また、多国籍化も進んでいることから、地域でのコミュニケーション手段である日本語の学習機会提供の重要性が増していますが、外国人住民の居住地は広域分散化しているため、日本語学習意欲のあるすべての外国人住民の方々に学習機会を提供する体制づくりが、重要な課題の一つとなっています。
- ・ 道内の日本語教室の設置数は、令和 5 年(2023 年)12 月末現在で、21 市町村、41 件に留まっているほか、日本語教師、日本語学習支援者(ボランティア)等も、札幌圏などの一部の都市部に偏在しています。
- ・ 令和 4 年度(2022 年度)の文化庁の調査では、「日本語教室空白地域」の自治体の

数が、全国最多となっています。

- ・ 既設の日本語教室の多くはボランティアによる運営で支えられており、また、高齢化などによる人材不足や外国人学習者の多様化へのノウハウの不足などの様々な課題を抱えているなど、「日本語教室の運営」や「講座内容の充実」に対する支援を求める声が上がっています。
- ・ ボランティアによる運営だけでは解決できない課題も顕著化してきており、国・道・市町村・関係団体等が連携して日本語教育を推進することが、重要であると考えられます。
- ・ また、北海道では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの発生が懸念されており、災害等発生時の迅速な情報共有やお互いに助け合う体制を築くことも重要です。

1. 5 各主体の役割

- ・ 北海道における地域日本語教育を効果的に推進するためには、地域日本語教育に関係する主体やそれぞれの役割を明らかにした上で、取組を進めることが重要であることから、次のとおり整理しました。

○道

道は、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）に基づき、市町村や道内の国際交流団体、外国人を雇用する事業者、日本語教室等の日本語教育に携わる各主体との役割分担を踏まえつつ、その他の行政機関等とも連携しながら、日本語教育を推進するため、広域的な課題などに対応した施策の実施に努めるとともに、各主体が連携して、それぞれの役割を担えるよう、地域のニーズに応じた日本語教育の推進を支援します。

○公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)

本道の地域国際化協会として、道内の日本語教育推進の中核を担い、北海道日本語教育総括コーディネーター*4を配置し、日本語教育関係者等の調整機能を果たすことが求められます。

* 4 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業において、地域日本語コーディネーターと連携しながら域内全体の司令塔の役割を担う。

* 地域日本語コーディネーター：地域のニーズを把握して日本語教育プログラムを作成する。

○市町村

外国人住民に最も身近な基礎自治体として、学習者のニーズの把握に努め、地域の実情に応じた日本語教育の機会を提供することが求められます。

○市町村国際交流協会等

地域の実情に応じた日本語教育機会の提供において、市町村と連携、協力していくことが期待されます。

○NPO等の日本語教育に携わる関係者

日本語教育に関する実績やノウハウをもとに、地域日本語教室の運営、学習支援者へのアドバイスやサポートをするなど、地域との連携・協力が期待されます。

○地域日本語教室

外国人住民が生活していく上で必要な日本語を学べる身近な場であり、地域に密着した生活情報を得る場として、重要な役割があります。

特に北海道においては、冬の生活に関する情報や災害時の対応を日ごろから共有する役割も期待されます。

○日本語教育機関（大学、日本語学校等）

日本語教育に関する専門的知見・ノウハウの提供など、地域との連携・協力が期待されます。

○外国人を雇用する事業者等

外国人就業者の日本語でのコミュニケーション能力の向上が図れるよう、日本語学習を奨励するとともに、日本語学習を継続できる環境づくりの配慮が求められます。

○地域住民

外国人住民の方々にも分かりやすい「やさしい日本語」の使用などにより、お互いの文化や生活習慣への理解と尊重を深め、多文化共生の地域づくりにつながることを期待されます。

1. 6 市町村・国際交流協会・事業者・地域の日本語教育に携わる関係者との連携

- ・ 居住地域が広域分散化している道内の外国人住民の方々に日本語を学習できる機会を提供していくためには、市町村や道内の国際交流団体、外国人を雇用する事業者、日本語教室等の日本語教育に携わる各主体が連携し、日本語教育の推進に関する取り組みを進めていくことが重要であり、道は、これらの各主体及び他の行政機関等との連携強化や、必要な体制づくりに努めます。

1. 7 目指すレベル

- ・ 本基本方針では、外国人住民の方々が生活環境の厳しい北海道でも安心して暮らし、また、キャリアアップによる在住期間の長期化につながるよう、基本的な日本語を理解できるレベルである「日本語教育の参照枠」A2レベル*⁵または「日本語能力試験」N4レベル*⁶の日本語運用能力を身に付けられるような、日本語学習支援の体制づくりを目指します。

- * 5 日本語を学ぶ人々がどのようなスキルを持つべきか、また、そのスキルをどのように評価すべきを示すための枠組み
A2レベル 簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
- * 6 日本語を母語としない人たちの日本語能力を測定し認定する試験
N4レベル 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。
日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。

第2章 日本語教育の推進の具体的な取組

2. 1 日本語学習機会の提供

(1) 生活者としての外国人全体に対する取組

- ・ 日本語学習を希望する道内の外国人住民の方々が、地域の一員として、安心して暮らし、学び、働くために、置かれている環境や能力、意欲に応じて学習できるように、日本語学習機会の提供に取り組みます。

<対応方策>

- ・ 日本語教室の開設に係る支援
- ・ 日本語教室の持続可能な運営に向けた支援
- ・ 日本語教室空白地域や日本語教室に通うことができない外国人住民の方々に向けたICTを活用した学習機会の促進

(2) 児童・生徒等に対する取組

- ・ 道内の外国人住民の方々が增加する中、学校に在籍する外国人の子供や海外にルーツのある子供の数も年々増加しています。
- ・ 子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、就学の促進、学校への受入れ体制の構築、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策に取り組みます。
- ・ その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進についても留意します。

<対応方策>

- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の構築

2. 2 地域における日本語教育に携わる人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

- ・ 道は、各地域において継続して安定した日本語学習機会の提供が行われるよう、持続的に日本語教育を行える体制づくりのための人材の確保、育成に取り組みます。
- ・ 地域住民の方々の参画による日本語教室における交流は、コミュニケーション不足や誤解の発生を防ぎ、相互理解の促進を図ることができることから重要性が増している一方、携わる人材は不足しているため、道としては、地域住民の方々を対象とした日本語教育の人材の掘り起こしなどの支援を行い、人材不足を補うとともに、限られた人材が広域に活動できるよう、市町村間の連携など、体制づくりに取り組みます。

<対応方策>

- ・ 日本語教育人材の発掘、育成、能力向上研修の実施
- ・ 地域ごとの日本語教育のモデルを構築するため、外国人住民を交えた模擬教室の実施
- ・ 地域の日本語教育の体制づくりを支援する地域日本語教育コーディネーター等の発掘・育成
- ・ 外国人住民のコミュニティ等を通じた日本語教育に携わる人材の発掘、育成

(2) 日本語学習希望者や教育人材からの相談・支援体制の構築

- ・ 日本語学習を希望する外国人住民の方々や、地域において日本語教室の開設や運営、学習機会の提供などを行っている日本語教育人材等が、地域において課題や困難に直面している場合に、適切な助言を行い、サポートできるよう、相談・支援体制を構築します。

<対応方策>

- ・ 日本語教育総括コーディネーター等による助言や運営支援
- ・ 日本語教育に関するポータルサイトの開設
- ・ 相談体制の整備

2. 3 地域住民の理解と関心の増進

- ・ 外国人住民の方々が、地域社会の一員として受け入れられ、共生していくため、日本語能力を身につけ、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが重要です。

- ・ 外国人住民の方々に対する日本語教育は、地域住民にとっても、安心、安全で快適に暮らしていくために必要であり、住みやすく活気のある地域づくりにつながる基盤であることから、道は、地域住民の理解と関心を増進するために、必要な施策を推進します。

<対応方策>

- ・ 国際交流イベント等での「やさしい日本語」の普及啓発の促進
- ・ 外国人住民と日本人住民が地域の課題に協働で取り組み、外国人住民の方々が地域の一員として活躍できる地域づくりの促進

2. 4 日本語教育に関する情報提供

- ・ 市町村や道内の国際交流団体、外国人を雇用する事業者、日本語教室等の日本語教育に携わる関係主体が連携し、日本語教育の推進に関する取り組みを進めていくことが重要であり、道は、外国人住民の方々や日本語教育に携わる関係主体が必要とする情報を収集、提供するとともに、新たな関係主体が参画していけるよう、情報発信を行っていきます。
- ・ また、災害時に外国人が適切かつ迅速に行動できるよう、情報発信を行っていきます。

<対応方策>

- ・ 日本語教育に関するポータルサイトの開設 ※再掲
- ・ 相談体制の整備 ※再掲
- ・ 災害対応に必要な日本語教材の作成、それらを活用した防災訓練実施

第3章 日本語教育の推進体制

3. 1 日本語教育の推進体制

- ・ 道は、学識経験者、市町村や道内の国際交流団体、外国人を雇用する事業者、日本語教室等の日本語教育に携わる関係主体等から構成される「北海道日本語教育推進会議」を設置し、北海道の日本語教育における総合調整会議と位置付け、総括コーディネーターを配置し、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。